(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
(3) 当該病棟に入院している患者の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡについて継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること。
(4) 当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

2 十対一入院基本料の施設基準
(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
(3) 当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

3 十三対一入院基本料の施設基準
(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
(3) 当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

4 十五対一入院基本料の施設基準
(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
(3) 当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。

④ 精神病棟
1 七対一入院基本料の施設基準
(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
(3) 当該病棟において、患者の適切な服薬を確保するために必要な体制が整備されていること。
(4) 当該病棟において、新規入院患者のうちＧＡＦ尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。

2 十対一入院基本料の施設基準
(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
(3) 当該病棟の平均在院日数が四十日以内であること。
(4) 当該病棟において、新規入院患者のうちＧＡＦ尺度による判定が三十以下の患者が五割以上であること。

3 十三対一入院基本料の施設基準
(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
(3) 当該病棟の平均在院日数が八十日以内であること。
(4) 当該病棟において、新規入院患者のうちＧＡＦ尺度による判定が三十以下の患者又は身体合併症を有する患者が四割以上であること。
(5) 身体疾患への治療体制を確保していること。

4 十五対一入院基本料の施設基準
(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ロ 特定機能病院Ｂ入院基本料の施設基準
① 通則
厚生労働大臣の定める中長期目標を設定し、病院の種類に応じた地域における医療の確保のために必要な事項を行う特定機能病院であること。

② 一般病棟
1 七対一入院基本料の施設基準
イの②の1を満たすこと。
2 十対一入院基本料の施設基準
イの②の2を満たすこと。

③ 結核病棟
1 七対一入院基本料の施設基準
イの③の1を満たすこと。
2 十対一入院基本料の施設基準
イの③の2を満たすこと。
3 十三対一入院基本料の施設基準
イの③の3を満たすこと。
4 十五対一入院基本料の施設基準
イの③の4を満たすこと。